

## 名古屋経済大学における研究活動上の不正行為の認定について（概要）

2023年1月13日

名古屋経済大学

このたび、本学人間生活科学部教育保育学科にかつて所属していた教員が、本学在職中に行った研究活動について不正行為が認められましたので、以下の通り公表いたします。

### 1 経緯

2020年12月3日、奈良学園大学より、かつて本学に所属していた教員が本学研究紀要に発表した論文について、盗用の疑いがあるとして、調査への協力の申し入れがあり、本学はこれを受諾した。

2020年12月7日、奈良学園大学の協力要請を踏まえ、学長は、「名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程（以下、「規程」という。）に基づき、奈良学園大学より指摘された調査対象論文における盗用の有無、および、調査対象者の本学在職中の研究成果に関する不正の疑義を含めた調査を研究者倫理委員会に指示した。

これを受けて、研究者倫理委員会は、2020年12月24日に、予備調査委員会の調査に基づき、調査対象論文に不正行為の存在の可能性があると認定し、調査専門委員会を設置して本調査を行うことを決定した。

調査専門委員会は、2021年12月1日に本調査を終了し、「3 調査結果」記載の通り、特定不正行為を認定し、同年12月6日に結果を研究者倫理委員会に報告した。

この報告を受け、研究者倫理委員会は、規程に基づき調査対象者へ弁明の機会を与えた上で、2022年6月24日に、調査専門委員会の認定を認可した。

### 2 調査

#### (1) 調査体制

委員長 家接 哲次 本学大学院人間生活科学研究科長 教授（内部委員）

委員 田中 秀佳 本学人間生活科学部 准教授（内部委員）

委員 松田 正久 同朋大学 学長（外部委員）

委員 鈴木 將文 名古屋大学大学院法学研究科 教授（外部委員）

#### (2) 調査期間

2021年3月22日 ～ 2022年6月24日

#### (3) 調査対象論文

調査対象者による以下の論文

- A 「聖ヨハネ・ボスコと予防教育法：ドン・ボスコの教育を知る」人文科学論集 95号 51～55、2016。
- B 「子ども・子育て支援制度の今後」名経法学 37号 136～126、2016。
- C 「聖ヨハネ・ボスコと予防教育法（Ⅱ）：ドン・ボスコの心で教育を」人文科学論集 96号 63～69、2017。
- D 「今後の教員養成とキャリア教員に関する考察：進路指導の歴史と現状をふまえて」教職支援室報 1号 13～24、2017。
- E 「学習指導要領から読み解く教育評価の改善に関する考察：総合的な学習の時間の指導法を通して」教職支援室報 1号 25～35、2018。
- F 「社会見学を軸とした体感する社会科・総合的な学習の時間の考察：商店街の社会見学と教育実践を振り返って」教職支援室報 1号 73～82、2018。
- G \*共著「小学校における BLS 教育の有効性に関する検討：道徳的アプローチによる教育実践」教職支援室報 1号 37～44、2018。
- H \*共著「総合的な学習の時間と英語活動の教育実践に関する研究：総合的な学習の時間と英語活動の連携」教職支援室報 1号 83～94、2018。
- I 「新学習指導要領によって学校の現場はどのように変わるか」教育保育研究紀要 4号 37～50、2018。
- J 「子ども・子育て支援制度の最前線」教育保育研究紀要 2号 31～38、2016。
- K 「小学校における発達障害が疑われる児童に対する行動論的アプローチ：トークン・エコノミー法を用いた連絡帳の試み」教育保育研究紀要 3号 43～50、2017。

#### (4) 調査対象者

矢野正（研究者番号：60522381）、2015年4月1日から2018年3月31日まで、名古屋経済大学人間生活科学部教育保育学科に准教授、教授として在籍。2018年4月1日奈良学園大学教授、2020年9月30日同大学退職。

#### (5) 調査対象経費

科学研究費助成事業

研究課題：「教員の自己形成およびキャリア形成支援モデル」の開発に関する研究

研究課題／領域番号：24530842

研究種目名：基盤研究（C）

私学助成金

#### (6) 調査方法・手順

予備調査において調査対象とされた論文について先行研究との比較分析をおこなった。あわせて、規程に基づき調査対象者からの弁明を受けた。また、共同執筆者からの意見聴

取を行った。科学研究費の使途に関しては、研究代表者および研究機関に対して書面による調査を行った。

### 3 調査結果

#### (1) 認定した不正行為の種別

特定不正行為：盗用、改ざん

#### (2) 認定した論文等とその理由

2(3) 記載の A~G 及び I は、先行研究を適切な手続を経ることなく流用しており、「盗用」に該当するものと判断された。また、同記載の D 及び G は、先行研究記載の調査結果を真正ではないものに変更しており、「改ざん」に該当するものと判断された。特に、同記載の E 及び I は、盗用部分が論文全体の過半を占めているものと認定された。調査対象者は、先行研究を一時的に仮置きして原稿を作成したところ、自分の文章と思い違いをしたなどとして、故意による盗用ではない旨などを主張したが、流用の状況等に基づき、調査対象者の主張は排斥された。

2(3) 記載の J 及び K は、予備調査において盗用の疑いがあるとされたが、盗用元となる論文を特定することができなかつたため、調査専門委員会において、調査対象から除外された。

2(3) 記載の H は、予備調査において盗用の疑いがあるとされたが、共同執筆者と連絡を取ることができない等の事情があり、十分に調査を尽くすことができなかったため、調査専門委員会において、盗用の認定を行うことはできない旨の判断がなされた。

#### (3) 調査対象者以外に不正行為について責任を負う者として認定した研究者

なし

#### (4) 不正行為が行われた経費・研究課題

私学助成金を含む基盤的経費。なお、不正行為に直接関係する支出は認められない。

2(3) 記載の D には、2(5) 記載の科学研究費についての謝辞があるため、当該科学研究費について調査を行ったが、当該論文は当該科学研究費によって行われた研究を公表したものではない旨の認定が行われている。

#### (5) 不正行為の悪質性・社会的影響の大きさ

調査対象者は、明白な故意に基づき、多数の論文において特定不正行為を繰り返したこと、また、盗用部分が論文の過半を占めるものもあるなど、顕著であることから、行為の悪質性は高い。社会的影響は、一大学の研究紀要でなされたものであること、調査対象者が学界において大きな影響力を有していたとは考えられないことに鑑みれば、中程度と判断される。

### 4 不正行為の発生要因と再発防止策

## (1) 発生要因

当該教員は、採用当初から特定不正行為（盗用、改ざん）を意図的かつ継続的に行っており、研究者としての倫理観が著しく欠如していたことが、不正の発生した最大の要因と考えられる。

本学では、学長の下に組織される研究支援室により研究倫理教育の実施対応を行っており、当該教員の在職時にも、外部講師を招いての研究倫理に関する研修会を行い、また、日本学術振興会研究倫理 e-ラーニングの受講を義務付けるなどの研究倫理教育を行ってきたが、今回の事案の発生に鑑みて、本学の行ってきた研究倫理教育が不十分かつ不徹底であったと考えざるをえない。加えて、論文の掲載を許可した本学紀要編集委員会によるチェック体制が十分機能していなかったことも挙げられる。

## (2) 再発防止策

以上の発生要因に鑑みて、以下の再発防止策を講ずることを決定した。

### ①個人の研究資質・能力を採用時に判定しうる能力の向上

研究は基本的に研究者の倫理観に依存している部分が多いのが現状である。そのため、採用の際に審査対象論文を研究不正の有無の観点からもチェックを行い、採用時において研究資質・能力を判定し、不適格者の雇用を未然に防ぐことができるような体制を整備する。

### ②研究倫理教育の徹底

現在の研究倫理教育は、日本学術振興会研究倫理 e-ラーニングプログラム全員受講の徹底、理解度チェックによる理解の状況確認、それらの教授会等による周知・点検などを通じてなされているが、さらに、科研費の申請や学内研究費の申請時にそれらを受講していることの証明を求めるなど、研究倫理について十分理解していることを確認する。また、現在隔年で行われている科研費説明会における研究倫理に関する研修会に加えて、他の研究倫理に関する研修会を定期的実施し、それらへのすべての教員の完全な受講の体制を確保する措置をとる。

### ③研究不正のチェック体制の整備

本学紀要への掲載について、編集委員会における不正検出ソフトの利用などによる不正チェック体制を早急に整備する。また、投稿されたすべての原稿に対して、リサーチマップに登録することを義務付けることにより、関係者によるチェックの機会を容易にする措置をとる。

## 5 その他

### (1) 当該教員からの不服申立および申し立てへの対応

当該教員から、研究者倫理委員会による上記決定の通知に対して、2022年7月11日付の不服申立書が提出された。これを受けて学長は、規程第14条に基づき不服審査委員会を設置した。不服審査委員会は同年9月30日の第2回会合において、不服申し立てを却下し、再調査を行わないと決定した。

(2) 論文の取り下げ等

盗用を認定した論文については、現在図書館リポジトリにおいて閲覧を停止しているが、発行した雑誌編集委員会の審議を経て削除し、調査対象者に通知する予定である。

以上